

「不当な客引き」や「客待ち行為」が **CAUTION** 山口県迷惑行為防止条例で**禁止**されます！！

① 不当な客引き行為等の禁止

禁止

何人も、道路、店先等、公共の場所において、

- 性風俗店
- 接待飲食店
- 異性に対する好奇心をそそるような方法で接客する飲食店
- 風俗情報提供店

に関する客引き行為や、

- 業務を問わず執拗な客引き行為
- をすることを禁止されます。

【罰則～50 万円以下の罰金等】

※ 客引き：相手方を特定して、当該営業の客となるように勧誘する行為



② 客引き行為等をさせる行為の禁止

禁止

対償を供与し、又はその供与の約束をして、客引きや勧誘をさせる行為について禁止されます。

【罰則～100 万円以下の罰金等】



③ 特定の地域における客待ち行為の禁止

禁止

飲食店等が集中する繁華街において、客引き行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により、客引き等の相手方となる者を待つ行為について禁止されます。

【中止命令違反の罰則～20 万円以下の罰金等】

※ 客待ち：客引きをするために街頭に長時間立ち続ける行為で、県民が迷惑に感じる行為



施行日：令和8年6月1日

客引きは しない・させない・利用しない



山口県警察・山口県風俗環境浄化協会